

# 白川町の公共建築物工事等における木材利用方針

## 1 目的

白川町は、総面積の約90%が森林であり、林業は地域の産業として町民の生活を支え、森林がつくり出す水や空気は町の貴重な財産である。未来にこの豊かな森林を残しながら木材利用の推進を図ることは、森林の持つ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成のほか、地域経済の活性化に資するものである。

このため、白川町は公共建築物の整備において木材の利用を促進するための方針を定めるとともに、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年度法律第36号)第9条第1項の規定に基づき、岐阜県が定めた公共施設等における県産材利用方針に即して同条第2項に掲げる必要な事項を定める。

## 2 基本的な事項

白川町が行う公共建築物の整備実施にあたっては、可能な限り木材を使用するよう努める。

## 3 公共建築物の整備における木材の利用の推進

### (1) 公共建築物の木造化

白川町が行う公共建築物の整備にあたっては、建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物について、積極的に木造化を推進する。

### (2) 公共建築物の木質化

既存の公共建築物でも可能な限り内装等木質化を推進するものとする。

### (3) 備品、家具、調度品等の木質化

白川町が公共建築物等に導入する備品、家具、調度品等は可能な限り木材製品とする。

### (4) 木質バイオマスの利用の推進

木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーを積極的に導入するものとする。

### (5) 「森の発電所」の利用の推進

公共建築物工事等により発生する木質廃材は、「森の発電所」において処理するものとする。

## 4 地域材利用の推進

(1) 白川町が行う公共建築物の整備において使用する木材は、関係法令、地域材の供給が困難である等の制約を受ける場合を除き、可能な限り地域材とする。

(2) 白川町が行う公共建築物の整備等における地域材の使用にあたっては、可能な限りJAS製品または、ぎふ性能表示材を使用するものとする。

(3) 白川町が行う公共建築物の地域材の使用にあたっては、ぎふ証明材の証明書を

添付させ、竣功検査時に確認するものとする。

## 5 推進目標の設定

白川町は、公共施設等における木材の利用の推進を図るため、5年を1期とする目標を設定するものとする。

### 推進目標

1 推進期間 第1期（平成24年度～平成28年度）

2 推進目標

5カ年で440 m<sup>3</sup>（単年度平均88 m<sup>3</sup>）

最終年度（平成28年度）目標値100 m<sup>3</sup>

#### 目標数値の考え方

間伐材により生産される地域材の2.5%の利用（H23見込み）から

生産量（H23）3,000 m<sup>3</sup> （最終年度）4,000 m<sup>3</sup>

### 附則

この方針は平成24年4月1日より適用する。